



FOR THE ARTS

2011年7月吉日

一般社団法人日本 REP エージェンシー協会 御中

写真におけるスタイリスト及びヘアメイクの著作権について

弁護士 桑野 雄一郎

第1 結論

スタイリスト、ヘアメイクも写真の制作過程への関与の仕方や関与の程度によっては写真の著作物の著作者として著作権及び著作者人格権の主体となり得ると考えられる。このような写真の二次利用についてはスタイリストやヘアメイクの許諾が必要である。

なお、カメラマンは著作者となる場合とならない場合があると考えられるが、カメラマンも著作者となる場合には、当該写真はスタイリストやヘアメイクとカメラマンが共同して創作した共同著作物となり、ヘアメイクやスタイリストはカメラマンと共にその著作者となると考えられる。

なお、以下ではタレントやモデルを撮影したグラビア写真を想定して議論を進めることとする。

第2 理由

1 肖像写真が著作物かどうか争われた主要な裁判例¹を見ると、肖像写真について著作物性の要件である創作性（オリジナリティ）が認められる根拠は以下の3点に分析することができる。

(1) 撮影対象を確定する過程

人物の衣装や髪型、背景や小物などの被写体を決め、その配置を決め、撮影場所、撮影する角度などを確定する過程である。

(2) カメラを操作する過程

光量を決め、絞り、シャッター速度の調整などを行った上でシャッターチャンスを決めてシャッターを押す過程である。なお、カメラの連写機能を使うなどして大量に撮影する写真などでは、どの瞬間を捉えるかというシャッターチャンスの創作性は、大量に撮影した写真のどれを採用するか、ということに求められると思われる。

(3) 撮影した写真を加工する過程

撮影した写真を加工・修正をする過程である。

なお、(3)は写真を題材にした美術作品などについて問題になることが多いと思われるので、本稿ではこの要素はひとまず措くこととする。

2 肖像写真の創作性（オリジナリティ）が上記（1）及び（2）の過程から認められるのだとすると、創作者すなわち著作者はこれらの過程に決定的な役割、重要な役割を果たした者ということになる。

骨董通り法律事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 5-18-5 南青山ポイント1階

Telephone 03-5766-8980 Facsimile 03-5466-1107

上記裁判例は、いずれも肖像写真が著作物であることを認めた上で、カメラマンなど、実際にカメラを操作して写真を撮影した者を著作者と判断している。しかし、それは上記（１）（２）の過程において決定的な役割、重要な役割を果たしたのがカメラマンであるからに過ぎない。法的には、カメラマンでなくても、これらの過程において決定的な役割、重要な役割を果たした者が創作者（著作者）となると考えられる。

- 3 スタイリスト、ヘアメイクがグラビア写真の制作において果たしている役割は様々であるが、中には出版社からグラビア写真の制作の依頼を受けてから、（１）モデルを誰にするか、衣装や髪型やメイクをどうするか、いつ、どこで撮影して、どのような小物や背景を使用するか、モデルにどのようなポーズ・表情を取らせて、どんな写真に仕上げるか、を決定している場合もある。また、（２）カメラの操作自体はカメラマンに委ねているものの、大量に撮影した写真の中からどの写真を選ぶかについて決定権を有している場合がある。

このような場合のスタイリスト、ヘアメイクは、肖像写真の創作過程である上記（１）及び（２）において正に決定的な役割、重要な役割を果たしているといえるので、肖像写真の創作者すなわち著作者になるといえる。

他方、このような場合でも実際にカメラを操作するカメラマンが（２）の過程で相應の役割を果たしていると考えられるので、カメラマンも創作者すなわち著作者になる場合もあると考えられる。この場合は、スタイリスト、ヘアメイクと共にカメラマンも著作者ということになる。著作権法上はこれらの者が共同して創作した共同著作物（著作権法２条１項１２号）という扱いになると考えられる。

- 4 スタイリスト、ヘアメイクだけが著作者となる場合、その二次利用にスタイリストやヘアメイクの許諾を別途得る必要があるのは当然である。肖像写真がスタイリストやヘアメイクとカメラマンとの共同著作物となる場合も、共同著作物を利用するには、全員の合意が必要であるから（著作権法６５条２項）、例えカメラマンが許諾をしたとしても、スタイリストやヘアメイクの合意を得ない限り二次利用をすることは法律上許されないことになる。

以上

¹肖像写真に関する主な裁判例としては以下のものがある。

SM写真二次使用事件（東京地判昭和61.6.20判タ637号209頁）

真田広之プロマイド事件（東京地判昭62.7.10判時1248号120頁）

肖像写真ビラ掲載事件（東京地判平15.2.26判タ1140号259頁）

東京アウトサイダーズ事件（知財高判平19.5.31判時報1977号144頁）

（東京地判平18.12.21判時1977号153頁）